

令和 7 年 10 月会議

津幡町議会会議録

速報版

令和 7 年10月22日再開

令和 7 年10月22日散会

津 幡 町 議 会

令和 7 年津幡町議会10月会議会議録

目 次

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第 1 号）	2
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 再開・開議（午前10時00分）	3
1. 会議期間の報告	3
1. 議事日程の報告	3
1. 会議時間の延長	3
1. 会議録署名議員の指名	3
1. 諸般の報告	3
1. 休 憩（午前10時02分）	3
1. 再 開（午前11時25分）	3
1. 議案上程（認定第 1 号～認定第10号）	3
1. 委員長報告	4
1. 委員長報告に対する質疑	4
1. 討 論	4
1. 採 決	6
1. 閉議・散会（午前11時40分）	7
1. 署名議員	8

令和7年10月22日（水）

○出席議員（16名）

議 長	八十嶋 孝 司	副議長	小 町 実
1 番	池 野 翔 吾	2 番	柴 田 洋 一
3 番	東 克 彦	4 番	中 島 敏 勝
5 番	小 倉 一 郎	7 番	竹 内 竜 也
9 番	西 村 稔	10 番	酒 井 義 光
11 番	塩 谷 道 子	12 番	多 賀 吉 一
13 番	向 正 則	14 番	道 下 政 博
15 番	谷 口 正 一	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	酒 井 英 志	総 務 課 長	田 中 圭
企 画 課 長	中 嶋 徹 郎	財 政 課 長	杉 田 純 也
町民生活部長	宮 崎 寿	生活環境課長	由 雄 宏 一
健康福祉部長	山 嶋 克 幸	福 祉 課 長	長 陽 子
産業建設部長	本 多 延 吉	都市建設課長	松 岡 隆 司
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 健 一	消 防 長	高 戸 勇 一
消 防 次 長	北 嘉 明	教 育 部 長	北 山 ゆかり
教育総務課長	本 多 克 則	河北中央病院事務長 兼 事 務 課 長	細 山 英 明

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	村 美 和	議会事務局次長	山 本 慎太郎
総務課担当課長	有 沢 雅 子	総務課副主幹	山 下 雅 裕
監理課副主幹	佃 田 直 史	企 画 課 係 長	上 谷 武

○議事日程（第 1 号）

令和 7 年10月22日（水）午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 認定第 1 号 令和 6 年度津幡町一般会計決算の認定についてから
認定第10号 令和 6 年度津幡町下水道事業会計決算の認定についてまで
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜再開・開議＞

○八十嶋孝司議長 ただいまから、令和7年津幡町議会10月会議を再開いたします。

本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

○八十嶋孝司議長 本日再開の10月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日1日間といたします。

＜議事日程の報告＞

○八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○八十嶋孝司議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

＜会議録署名議員の指名＞

○八十嶋孝司議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本10月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において14番 道下政博議員、15番 谷口正一議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

○八十嶋孝司議長 日程第2 諸般の報告をいたします。

本10月会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による令和7年8月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

次に、さきの令和7年9月会議で可決された、ひきこもり基本法の制定を求める意見書につきましては、関係機関へ送付いたしましたので、御了承願います。

この際、暫時休憩いたします。

〔休憩〕 午前10時02分

〔再開〕 午前11時25分

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

＜議案上程＞

○八十嶋孝司議長 日程第3 認定第1号 令和6年度津幡町一般会計決算ほか、認定第2号から認定第6号までの特別会計及び認定第7号から認定第10号までの事業会計のそれぞれ決算の認

定についてを一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○八十嶋孝司議長 認定第1号から認定第10号までにつきましては、さきの9月会議において予算決算常任委員会に付託いたしました、その審査結果の報告書が提出されております。

これより本件に対する審査の経過及び結果につき委員長の報告を求めます。

向正則予算決算常任委員長。

〔向正則予算決算常任委員長 登壇〕

○向正則予算決算常任委員長 ただいま議題となりました令和6年度決算の認定につきまして、予算決算常任委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、令和6年度津幡町一般会計決算のほか、5件の特別会計決算及び4件の事業会計決算の認定であり、さきの9月会議で付託されたものであります。

これら各会計決算の審査につきましては、去る9月17日から10月9日までにかけて委員会及び分科会を開催し、決算書、事項別明細書、主要な施策の成果、各種報告書及び監査委員の審査意見書などにに基づき、各関係部課長から詳細な説明を聴取し、また町内の施設巡視を行い、予算執行が適正かつ効率的に行われたかについて、慎重に審査したところであります。

その結果、認定第1号 令和6年度津幡町一般会計決算の認定については、賛成多数により認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 令和6年度津幡町国民健康保険特別会計決算の認定についてから認定第10号 令和6年度津幡町下水道事業会計決算の認定についてまでの5件の特別会計決算及び4件の事業会計決算の認定については、いずれも全会一致をもって認定すべきものと決しました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

なお、審査の過程におきまして、総括として、本町の財政における財政力指数や経常収支比率、実質公債費比率等の推移も踏まえ、今後も財政状況に留意しながら、現在実施中、さらに今後計画されている各種事業を着実に実施するための財源の確保と最少の経費で最大の効果を上げることができるよう、引き続き財政健全化に向けた計画的かつ効率的な行財政運営に努めるとともに、第5次津幡町総合計画の総仕上げに向け、より一層積極的に取り組まれるよう要望がありましたので、あわせて御報告をし、予算決算常任委員会の委員長報告を終わります。

＜委員長報告に対する質疑＞

○八十嶋孝司議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○八十嶋孝司議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより発言を許します。

11番 塩谷道子議員。

〔11番 塩谷道子議員 登壇〕

○11番 塩谷道子議員 11番、塩谷です。

私は、一般会計のうち、2款1項13目、自衛官募集事務費の認定はできません。

以下、その理由を述べます。

2014年7月1日、安倍晋三内閣期に集団的自衛権行使容認が閣議決定され、他国、アメリカですが、攻撃を受けた場合、自動的に参戦することを決定しました。

その翌年の2015年9月19日、新安保法制と略称される、いわゆる戦争法が強行採決されました。それから10年目のことし3月24日、防衛省内に自衛隊の指揮統制を一元的に担う統合作戦司令部が創設されました。集団的自衛権行使容認の閣議決定が、戦争のできる国、日本の起点とすれば、新安保法制は、その方向性を法的に固めた法律と言えます。さらには、安保三文書に反撃能力の保有や統合作戦司令部、後に統合作戦司令部と改称されましたが、創設が盛り込まれたことで、一気に戦争準備体制が整えられました。

日本政府の10年間に及ぶ動きを称賛しつつ、自衛隊のさらなる装備強化と防衛費増額を迫ろうとするアメリカの姿勢が、2025年3月30日のトランプ政権のピーター・ヘグセス国防長官が来日した際、中谷防衛大臣との記者会見で中国を敵視し、戦争準備の覚悟を日本に迫る内容となってあらわれました。

新安保法制は、従来の安保法体系を根底から否定し、全く新しい安保体制を日本に強いるものとなりました。1951年9月8日に締結された安保条約は、日本軍国主義の復活を阻むものとなりましたが、半世紀余りたって成立した新安保法制は、日本を再び軍事国家へと押し上げ、その方向性を恒久化するための法制と言えます。日本に急迫不正の攻撃がなくてもアメリカという他国のために防衛出動を可能にしました。戦争ができる国から戦争をする国への転換は、現行憲法の平和主義が根底から覆されることを意味します。

新安保法制ができてから自衛隊組織の大改編も前後して進められていました。例えば2015年2月22日、防衛省設置法改正がありました。改正されたのは同法第12条ですが、旧法は文官である防衛大臣を補佐する背広組（文官）と、制服組（武官）との役割において、文官優位性を明確にした法律でした。しかし、改正によって文官と武官の位置関係を対等にしました。日本の軍事機構が政治の統制、換言すれば国民による監視や統制が利かない場となってしまったということです。

武器輸出についても見ておきたいと思います。1976年三木内閣は、武器輸出を慎むとして、ほぼ全面的禁止へと強化しました。そして同時期に防衛費をGDP比1%までという枠を設定しました。しかしその後、武器輸出規制は1983年、中曽根内閣による対米武器技術供与の例外化、2011年野田内閣による、防衛装備品等の海外移転に関する基準による包括的例外措置化、2014年安倍内閣による防衛装備移転三原則の新原則化などで、武器輸出の原則自由化・禁止事項限定へと大きく転換しました。そして、2024年3月には、岸田内閣は現在共同開発中の次期戦闘機の第三国輸出を認める閣議決定を行いました。殺傷兵器の最たる戦闘機輸出の容認です。

GDP比1%の防衛費の規制枠も、2022年12月に岸田内閣は安保三文書を閣議決定し、アメリカの要請に即して反撃能力の保有と防衛費をGDP比2%へ増額することを認めました。そのために2023から2027年度防衛費を43兆円とし、長射程ミサイル開発・配備とアメリカのトマホーク・ミサイル取得を実行に移しました。2023年度予算より防衛関係費は明確に1%枠を突破しま

した。

ストックホルム国際平和研究所のデータでは、近年の軍事費はアメリカが突出し、それに中国、ロシアが続いています。日本の軍事費は世界第10位であり、安保三文書に基づき2022年418億ドルから2024年には584億ドルへと急増しています。このような軍事費の急増は、日本の軍事産業における事業の急拡大につながっています。

さらに2025年3月には、統合作戦司令部が設置され、陸海空自衛隊の一元的指揮と米軍インド太平洋司令部との部隊運用調整機関になろうとしています。統合作戦司令部が敵基地攻撃の司令部となることを勘案すると、現時点ではNATOや米韓同盟のように連合司令部は設置されていませんが、今後は日米連携をさらに強化する機関となるでしょう。これらは戦力不保持の平和主義を大きく逸脱して、反撃能力を名目とした敵基地攻撃が可能な軍事大国化を目指す道につながるでしょう。

見てきたように、今日本は、憲法が示している平和主義を大きく逸脱しています。このような時に自衛隊に入ったことをたたえるのは問題ではないでしょうか。自衛隊員が災害救助をしている姿を見て入隊しようと思ったのは尊敬できますが、国を守る行為が反撃能力を強化しているのだったら、入隊した人の命も守れません。私は自衛隊に入る人たちはちゃんと憲法に守られてこそ入る意味があると思います。

ASEANの国々で行っている話し合いによる解決こそ求められるべきだと思います。自衛隊の増強ではなく年間1,500回にも及ぶ話し合いこそ行うべきではないでしょうか。

従って、一般会計2款1項13目の自衛官募集事務費を認定するわけにはいきません。

これで、私からの意見を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○八十嶋孝司議長 これより採決いたします。

認定第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、認定すべきものとなっております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○八十嶋孝司議長 起立多数であります。

よって、認定第1号につきましては、認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号から認定第10号までを一括して採決いたします。

委員長の報告では、いずれも認定すべきものとなっております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり認定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第10号までは、いずれも認定することに決定しました。

＜閉議・散会＞

○八十嶋孝司議長 以上をもって、本10月会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、令和7年津幡町議会10月会議を散会いたします。

午後11時40分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員

参 考 資 料

1. 委員会審査結果表.....	1
------------------	---

令和6年度決算審査
常任委員会議案審査結果表
予算決算常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
認定第1号	令和6年度津幡町一般会計決算の認定について	認 定
認定第2号	令和6年度津幡町国民健康保険特別会計決算の認定について	〃
認定第3号	令和6年度津幡町後期高齢者医療特別会計決算の認定について	〃
認定第4号	令和6年度津幡町介護保険特別会計決算の認定について	〃
認定第5号	令和6年度津幡町バス事業特別会計決算の認定について	〃
認定第6号	令和6年度津幡町河合谷財産区特別会計決算の認定について	〃
認定第7号	令和6年度津幡町病院事業会計決算の認定について	〃
認定第8号	令和6年度津幡町簡易水道事業会計決算の認定について	〃
認定第9号	令和6年度津幡町水道事業会計決算の認定について	〃
認定第10号	令和6年度津幡町下水道事業会計決算の認定について	〃